

参考資料

孫秉熙外事件・京城地方法院1920（大正9）年8月9日判決原本の一部

被告方	延誥專門學校 三年生	金元壁	六月廿四日生二十七年	平安北道義州郡義州面弘西洞二百四十三番地	基督敎長老派牧師	劉如大	十二月十日生四十二年	朝鮮總督府裁判所	裁判原本	右ノ者等ニ對スル保安法出版法違反及駭接被告事件ニ付朝鮮總督府檢事境長三郎 <small>（孫秉熙）</small> ヲ審判シテ	審理判決スルコト左ノ如シ	主文	本件公訴ハ之ヲ受理セス	理由
-----	------------	-----	------------	----------------------	----------	-----	------------	----------	------	---	--------------	----	-------------	----

當院公判廷ニ於テハ檢事公訴事實陳述ノ要旨ハ本件ニ於ケル高	等法院特別刑事部ノ決定書ニ記載セル如クニシテ要ニ第一韓東	蓋テ除ケ外ノ被告等ハ大正八年一月下旬以テ降服シテ共謀シ朝	鮮ヲシテ帝國ノ竊賊ヨリ脱シ一獨立國ヲ形成セシメントシテ企	圖シ其手段トシテ先ツ同志ヲ糾合シ朝鮮民族代表者トシテ孫秉熙等ノ名ヲ以テ朝鮮ノ獨立ヲ宣言シ且其宣言書ヲ秘密ニ印刷シ	テ朝鮮全道ニ配付シ民衆ヲ煽動シテ盛ニ朝鮮獨立ノ示威運動ヲ起サシメ以テ朝鮮民族カ如何ニ獨立ヲ熱望スルカヲ表示シ一面	裁判原本	朝鮮總督府裁判所
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	--	--	------	----------

注：この判決原本は、共同研究者のために研究資料として公刊された、笹川紀勝・金勝一編著『三一獨立運動判決精選 第一卷内亂罪の成立如何』（ソウル、高句麗、1999年）に収録されたものを複写し掲載したものである。

シンポジウム第Ⅱ部－韓国側共同研究者の報告

三・一独立運動の非暴力精神を世界に広げるために

司会者・林慶澤（ソウル大学校比較文化研究所研究員・社会学）

韓国側の発表の司会者を担当させていただきます林と申します。韓国側の先生の発表の前に、三・一独立運動記念館建立推進委員長の朴麟成先生の発表を聞くことにしますので、よろしくお願ひします。

朴麟成（三・一独立運動記念館建立推進委員長）

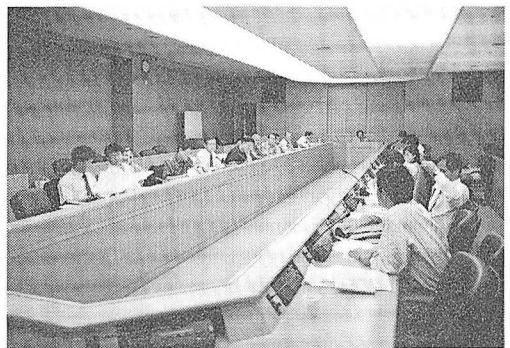
皆様ありがとうございます。

1998年2月26日から27日の2日間にわたって、ソウル・プレスセンターで、三・一独立運動記念館建立推進委員会は、「三・一独立運動と非暴力運動」という大主題のもとで、国際シンポジウムが開かれました。この会議には、韓国から5名、日本から3名、台湾と中国からはそれぞれ2名ずつ、インド・インドネシア、フィリピンなどでそれぞれ一人ずつ、あわせて14名の学者が参加して、4つの主題に分けてシンポジウムが行われました。

このシンポジウムを通じて、三・一独立運動が、当時外国に及ぼした影響は、世界史上のどんな民族運動よりも大きかったし、その偉大な民衆の勝利は非暴力的な性格に基づいて行われ、成功したと結論されました。また、この非暴力的な平和的な精神は、21世紀に受け継がれるものであると評価されました。

このシンポジウムの結果に基づいて、1999年8月、日本の東京YMCAホテルでは、2日間にわたって、三・一独立運動80周年記念大会が、日本準備委員会の主催で盛大に開催されました。この会議では、三・一独立運動の非暴力的性格については十分な討論ができなかったのですが、多様な分野の方の声を聞くことができ、今後の三・一独立運動研究に必要な新しい領域が提示されたという観点からみますと、成功であったと思います。

しかし最近の状況から見ますと、このような成果は、シンポジウムの席上の空論ではないかという思いを禁じえません。私は、学者たちの研究成果が、どんな形でも政策に反映されて、



シンポジウムで報告する韓国側共同研究者諸氏（左側の列）

世界的・人類的に平和的に生きるための価値観が定立されなければならないと思います。

残念なことに、韓日両国、及びアジアの友好関係のためにも行われてはならない悲しいことが今日本で行われています。重要な歴史的事実を歪曲して記述する教科書が存在するということは非常に問題です。

扶桑社の発行した歴史教科書は、自分たちの誤りを、隠蔽したり歪曲したりして、正当化するものに過ぎません。たとえば他の教科書の記述を見ますと、教育出版から出版された歴史教科書では、ほとんど1ページにわたって、三・一独立運動で逮捕され、16歳で亡くなった方について説明しながら、韓国人たちの抵抗精神とその活動についていろいろな資料を提示し、詳しく記述し、三・一独立運動全般についての理解を求めています。

また東京書籍と清水書院の教科書も、事実やいろいろな資料を紹介しながら、三・一独立運動について理解を求めようと努力する姿勢がありました。

しかし今回の扶桑社の歴史教科書では、簡単に申し上げますと、つぎのように記述されています。韓国では1919年3月1日に、旧国王の葬礼式に集まった知識人たちが、ソウルで独立を宣言し、人々は独立万歳を呼びながらデモ行進を行った。この独立運動がすぐ朝鮮半島全域に広がった。朝鮮総督はこれを武力で弾圧したが、そのかわりに当時までの統治法が変わったと記述されています。

しかし、もっと驚くべきことは、彼らの歴史認識がわかる申請本の内容であります。彼らは、朝鮮では1919年3月1日に日本からの独立を要求する運動が始まり朝鮮半島全域に広がったと簡単に記述しながら、大国として国際政治状況の中にあった日本の政策を、当時の朝鮮人や中国人は理解することができなかった旨記述しています。

もちろんこのような記述は検定により指摘され、取り消してしまったのですが、朝鮮と中国では日本の外交を理解できず、(独立運動のような)馬鹿げた行動をしたという歴史認識として書かれたという事実は、由々しき問題です。

そのような状況の中でも、いろんな日本側の団体、あるいは個人、知識人の中に、このような日本の政府の誤った考え方や扶桑社のような出版社あるいは執筆者の誤った歴史認識について抗議したり反対したりする行動をしたことに対して、私は非常に感謝しているし、まだ未来についての希望があると思っています。

私たちが現在準備している三・一独立記念館の建立は、三・一独立運動が持っている高い非暴力精神を人類平和のために必要な精神的価値として評価するためであり、韓国人の民族主義を高め、近隣諸国に対する批判的・排他的な精神を成長させるためというのでは決してないのです。

今回のシンポジウムは、その点から考えますと、非常に重要な意義を持っていると私は思い

ます。良識がある知性人として、韓日友好関係が維持され、今後ともこのような会議が行われ、持続的に追求されることが重要ですし、歴史の歪曲ということが行われないうよう努力することが必要だと思います。私もこのような集まりに対する支援と協調を、そして三・一独立運動の精神の価値を全世界に知らせることを、今後も努力するよう誓います。

ありがとうございました。

司会者・^{イム}林

三・一独立運動記念館と記念広場の建立推進をなさっている^{ベクインソン}朴麟成先生のご報告でした。

日韓両国で行われた学術会議の報告、新しい歴史教科書をつくる会がつくった教科書を見て、先生がお感じになった歴史認識の歪曲とその批判、あるいはそのような教科書が採択されないよう、運動がいろいろなところで行われていること、良心的な知識人あるいは市民の活動を見た先生方が感想を述べながら、先生が行っている三・一運動記念館と記念広場の建立の運動は、日本に対する排他精神の表れではなく、三・一独立運動が持っている平和精神を定着させ、人類に広げる意義を持っているとおっしゃって下さいました。それから先生がとくに強調されたことは、三・一独立運動の精神が、政策だけでなく、全人類に広がるきっかけになってほしいということでした。

これから韓国側の共同研究者の発表に入ります。最初は、韓国独立記念館の研究員であります^{イジョンウン}李延銀先生の三・一独立運動の地方史研究と裁判記録という発表です。

地方における三・一独立運動の歴史と裁判記録

^{イジョンウン}李延銀（独立記念館韓国独立運動史研究所責任研究員・三一独立運動史）

これまで私が三・一独立運動についてどんな興味を持ってきたのか、どんな研究をしてきたのかを、この共同研究会での私のテーマと考えて発表いたします。

私が初めてこのテーマについて論文を書いたのは、1919年の^{アムソン}安城での事例です。その後には慶南道など地方で行われた三・一独立運動について発表しました。これを研究しながら、たくさん論文がまだ隠されていることがわかりました。1919年3月1日から2か月にわたって行われた三・一独立運動については、今までは中央での運動の研究でしたが、地方における運動の歴史研究はまだまだ進んでいません。このような研究の困難な点は、資料が足りないということです。その理由で、地方で行われた三・一独立運動の研究が進んでいないのだと思います。私は、地方の三・一独立運動の歴史について資料を探し回ったんですが、それ自体がないこと

と、事件に関わった高齢の当事者の方がどんどん亡くなっています。そのなかで裁判記録は重要です。それは事件の背景・経過・当事者など、すべてを知ることができる貴重な資料ですし、いろんな角度からの研究ができることにもなります。

まず、地方の三・一独立運動についての裁判記録が、どのように活用されているかを述べてみたいと思います。

ひとつは、示威運動の具体的な運動がどのように行われたかです。例えば軍隊と関係ある資料によると、京畿道の安城、^{フエンゴク}元谷・^{ヤンソン}陽城地域の示威運動は3月1日には陽城の学生たちの示威運動、4月1日の村民の示威運動が行われました。しかし裁判記録の記述からすると、この地域では3月25日から26日ごろから、村の単位で毎日示威運動があったことがわかります。このような小さい規模の示威運動が地方で進行していました。

ふたつめは、住んでいる所から見ると、^{フエンゴク}元谷・^{ヤンソン}陽城の場合、半径2.5キロ以内の村民が参加しているのがわかります。運動の及ぼした地域的な範囲を見ることができます。

三つめは^{フエンゴンミョン}元谷面の場合、3月1日から3回わたり村の代表者たちをソウルに送って示威運動を見学し、準備期間があったようです。

この地方の運動にはいくつかの特徴があります。^{フエンゴク}元谷・^{ヤンソン}陽城で2つの示威運動がありましたが、^{フエンゴンミョン}元谷面の方が多かったことがわかります。これは^{ヤンソン}陽城と比べると際立った特徴があったからです。ひとつは、^{ヤンソンミョン}陽城面というところは、1914年の改編以前までは、県庁や郵便局、日本人の商店などがあつたところでした。ふたつめは、中国人で逮捕された人は、40パーセントにいたつているということです。^{ヤンソンミョン}陽城面と^{トウハンリ}東港里では、駐在所を焼いたり、郵便所を破壊した示威運動があつたんですが、拘束された人は一人もいなかった。日本の官憲たちとの親密な関係があり、昔の官吏たちが住んでいる、この小さな都市の地域として、民族意識が少なかった可能性があるという分析をしています。

さらに、この裁判記録に現れた関係者の階層でも示威運動の特徴を見ることができます。^{フエンゴンミョン}元谷面の場合、105名の拘束者の中で71.4%にあたる75人が26歳以上であり、31歳以上は54名、51.4%あります。この示威運動の中心的階層はやはり青年層であると思います。この^{ヤンソンミョン}陽城面の場合もだいたい似ているんですが、^{フエンゴンミョン}元谷面の場合よりは若干若い、そのような状況であるといえます。青年層の人たちを中心に示威運動が主導されたということは、好戦的な示威運動が現れたという特徴が見えてきます。特に3月下旬から4月上旬にわたって、激しい示威運動が展開された地域にこういった特徴が現れていることができます。

つぎに、三・一独立運動当時の時代状況ですが、1919年の頃は韓国に対する支配体制が確立する時期にあたります。憲兵警察体制の確立、統督府の庁舎事業の完成などが行われました。とくに韓国の独立運動は、第1次世界大戦の勃発によって、もっと悪い状況に入り込みました。

韓国内には、宗教団体しか組織を作れる状態になかったということがあります。このような朝鮮半島にとって色々な不利な条件の中で、民族的な独立運動がなかなか起きなかったのは不思議なことですが、ここでは単純に民族意識や愛国心だけでは説明できない色々な側面があるということが出来ます。

また、地方社会の側面から三・一運動をみますと、第1には、1910年代は日本の植民地支配体制は、伝統的な韓国の共存組織や統治スタイルをすべて変えて、官吏たちがすべてを支配する体制へと移行しました。その面からすると、官からの一方的な統治に不満をもったということが出来ます。このような状況の中で、韓国の当時の田舎の部落の村の中では、朝鮮時代からの伝統的な社会システムが分解された状態になっていました。それからこのような伝統的なものが破壊されていった程度は、地域によって差があったわけですが、その地域差によって運動の程度の違いが現れたようです。

地方社会の三・一独立運動を知ることは、近代韓国社会の一つの側面を知るために重要な部分であり、そのためにも三・一独立運動の裁判記録を体系的に整理活用することと、地域ごとの事案を比較検討する必要があると思います。

これで報告を終わります。

司会者・林

ただ今の李先生の報告では、今までの三・一独立運動の研究が、ほとんど中央の観点から行われてきたことが批判されています。地方の観点から、三・一独立運動の実相をもう少し深く研究すべきではないかということを提起されています。限られた資料の中で、最も重要な資料がこの裁判記録だとされ、李先生が実際に裁判記録を研究された中から、ご自分が最初から研究されてきた、京機道の安城、元谷・陽城というところの両地域を比較しながら、いくつかの点を指摘なさいました。

一番印象深かったのは、ただの愛国心だとか民族意識などを強調するだけではなく、その地方の置かれていた社会史的状況、韓国の中での社会史的状況を検討すべきだという点です。これまで一括的に研究されてきた三・一独立運動について、地方ごとになぜ差異がでてくるのか、活発なところとそれほど活発でなかったところとの差がどういうところにあったのかについて、裁判記録を検討しながら発表されました。観点を換えることによって、今まで見えなかったところが見えてくる所が多いということでした。

さて次に、李鐘日先生が、裁判記録に関して、ご自分の発表は後にして、自分の見方を発表したいということですので、そのことを5分くらいお聞きしたいと思います。

裁判記録保存の経緯

イジョニル
李鍾日（法務部前局長、東國大学校兼任教授・韓國法制史）

裁判記録について言うまえに、警察の記録についてお話しします。警察の記録には、捜査記録と情報記録がありますが、これが検察に渡されると、さらに検察の捜査記録となる。検事がこれを公表すると、実際には予審判事がそれをつくるのですが、日帝時代には、これにもとづき判決が下されました。その際に書記官が記録するものだけが裁判記録とされていて、判事が下す判決文は裁判記録に入らない。裁判記録は、一定の期間がたつと破棄されてしまいます。保管できないので、破棄されるわけです。

私は1970年代にソウル地方検察庁で記録係を担当していたので、その経験から皆様にお話しをしています。1970年代に政府が命令して、すべての記録を総務部に渡すことになり、各担当者がこういった記録をどうするのか、ということになりました。そのとき私も参加しましたが、当時総務部の人たちは永久に保存することを決定しました。しかし、スペースの問題もあって、マイクロフィルムに保存することになった。その際、マイクロフィルムに何を保存するかをほぼ特定して、釜山に送りました。その時、判決文と記録はプリントされました。地方では廃棄されたものがたくさんありますし、1審および2審についてはそういうものがたくさんあります。残したものが焼けてしまったりすることもあるかもしれないので疑問も呈されましたが、歴史的に貴重なものなので、保存することに決まりました。ただ分量が多くて分類がたいへんだったので、廃棄されたものもたくさんあります。

あの時には、私もその価値がよくわからなかったもので、廃棄されたものもあって、皆様に対して申し訳なく思います。1986年から87年に、現在の韓国の国史編纂委員会委員長に記録を渡しました。当時は、それらの記録をどのように保管するのかについての体制ができていなかったもので、紛失したものもたくさんあると思います。

以上経緯を申し上げましたので、ご参考にしてください。

司会者・林^{イム}

裁判記録の保存方法の問題を、実務者の立場から指摘してもらいました。

これから、コーヒー・ブレイクに入ります。

非暴力運動としての三・一独立運動の研究動向

司会者・^{イム}林

それでは再開します。報告の順番は、まず^{キムスンイル}金勝一先生、つぎは先ほど裁判記録についてお話しいただいた^{イジョンイル}李鐘日先生です。

^{キムスンイル}金勝一（東アジア未来研究所長、東國大学校兼任教授・歴史学）

今日私が発表することは、1945年以後これまで、韓国で発表された三・一独立運動に関する論文や文献についてです。

それらの研究の分類方法は、三・一独立運動の背景・展開・性格などですが、とくに今日は、三・一独立運動の性格に関する研究について報告してみようと思います。三・一独立運動の性格は非暴力的なものですから、その「非暴力的」ということをもっと詳しくみるためには、そういう視点からの研究でどのようなものがあったかを指摘する必要があります。

その中でわかったのは、新しいことではありませんが、三・一独立運動という言葉が最初に使われたのは1948年です。1945年の解放後から研究が始まりましたが、当初は植民地時代の直後で、文献はあっても短く、本格的な研究はなされませんでした。1969年以前には、新聞・雑誌などの論説文の形で公表されていましたが、それ以後は、本格的な学術論文の形で研究が始まりました。1980年代以後は、少ないですが、修士論文や博士論文の形で研究が発表されています。

1990年代は80年代よりは研究が少なくなります。1999年になると、三・一独立運動80周年ということもあって、多少、非暴力という側面からの研究が出てはきますが、実はそれほど多くはない。私たちの共同研究会は、三・一独立運動を研究するうえで中心的な役割を果たしているし、これが続けば、韓国でも日本でも学界の中で、ひとつの重要な役割が期待されます。

韓国で今まで発表されている論文は、もちろんすべてとまではいきませんが、だいたいのところはわかっています。論文のタイトルは、日本語や漢字での表記を詳しく調べる時間はありませんでしたが、漢文表記はなるべくしてあるので、大体はわかるとおもいます。

従来の研究の性格を、大きく4つの種類に分けてみました。

反帝・反封建的性格、民族主義・労働運動などを中心に行っているものです。大衆運動・民族主義的運動・非暴力運動・世界主義といった4つの種類、こういう性格が判決文をどのように研究するかの一つの参考になるかとおもいます。

論文を分けるなかで、つぎのような特徴があります。

ひとつは時代的な特徴というものをあまり考えず、三・一独立運動そのものを、自分の専攻

にあわせて研究したものです。時代的な特徴を、三・一独立運動そのものと関連して見ていない点で惜しいところがあります。

ふたつめは、究極的な精神を誤って理解しているものです。これは、昔の軍事政権にあわせて三・一独立運動を理解しているものです。

三つめは、大衆運動・民族主義的運動・非暴力・世界主義、これら4つについてはいろいろの論文がありますが、これら以外については一つか二つしか論文がないというところ。まだ色々研究できる分野はあるということです。

四つめは、韓国の独立運動の中で反帝国主義的・反封建的性格、抗日独立運動統一戦線という視角からの研究はたくさんありましたが、三・一精神そのものが、国際交流などに必要な精神としてのものかという視点が、他の独立運動についての研究に比べて少ないようです。三・一運動も一つの独立運動ですから、別の独立運動の研究からすれば、まだ研究できる領域がたくさんあるということです。

五つめは、三・一運動が世界精神になる十分な条件をもっていたはずなのですが、その点からの研究は充分に行われていません。世界主義という考えからの研究はありますが、韓国中心という考えから逃れられておらず、限界があったといえます。

笹川先生と私たちが、今研究している裁判記録という第一次記録から、非暴力的な精神を客観的に研究することができるのではないか、新しい考え方による研究が必要ではないかと考えられます。

あまり新しい視点はありませんが、私自身の勉強のために、どのような研究成果があったかを分類整理したものを発表しました。

次回には、研究の性格だけでなく、研究の視角がどのようにかわったかを詳しく調べて発表することで、研究会の助けになればとおもいます。

司会者・¹⁴林

^{キムスンイル}金勝一先生の発表は、今まで韓国内部で発表された研究を、時代的な背景は別にしまして、テーマ別に分類して、先生が考えている三・一独立運動の研究に関する問題点を指摘されています。まとめると、研究の方法・枠・姿勢についてのものです。特に方法については学際的な研究が必要だとされています。それから韓国人自身のエスノセントリズム（自民族中心主義）を克服して、グローバルな視点から、もう少し大きな研究の枠組みが必要だということです。

さらに研究姿勢ということで、もうすこし実践的な視点も必要ではないかということです。膨大な研究を整理して、このような視点を指摘されたことは皆様にも参考になるかとおもいます。

裁判記録の読み方と三・一独立運動の主体としての学生

イジョンイル
李鐘日（法務部前局長、東國大学校兼任教授・韓国法制史）

私の発表をする前に、^{キムスンイル}金勝一先生の発表を聞いて感想を申し上げます。

三・一独立運動の成果別分類、こういう時代別分類は別の機会に発表されるといいましたが、そういう分類は歴史学者である先生には当たり前なのかもしれませんが、成果別の分類が歴史的な視点、史料の展開とあまりにも一致しているということに深い印象を受けました。特に1960年から1969年までの萌芽期ですが、軍事クーデターが起きてからは、史料をむしろ隠す時期で、1970年代は政府がマイクロフィルムで整理を始めた時期です。そういう史料の形成に伴って研究が発展してきています。その後停滞期になっています。史料編纂が始まった時期は、私はもう引退していたのでよく分かりませんが、政府の資料整理の時期と研究成果が一致していること、ほとんど発展速度が一致していることが印象深いことでした。これからの21世紀は、笹川先生のように、特別な存在が、新しい方法で研究を行う時代に入ったということが印象に残りました。

では本格的な発表に入ります。

私の発表は、刑事裁判文書の史料的価値とその限界についてです。裁判文書というのはさきほど申上げた大審院の判決資料と裁判記録を合わせたものということです。

国史編纂委員会の朴委員長が史料集を作るきっかけになったのは、独立功労者を定める時の判断資料、根拠としての史料集の編纂であったそうです。

韓国には公文書保存期間策定基準に関する規則というのがあり、それにより判決文と、いわゆる裁判記録、ここで裁判文書と呼ばれるものが整理されています。

笹川先生の収集された史料にでてくる予審請求説示、予審判事、予審決定は、今の韓国にもないもので、そこで日帝時代の予審制度を担当していた判事というのは検事よりもっと厳しいというか、悪いことをやっていたようで、それが昔の裁判制度を理解するのに私には役に立ちました。

とくに笹川先生の『三一独立運動判決精選 第一巻』に収められている、^{ソンビョンヒ}孫秉熙など48名に対する1920年10月30日付けの京城覆審法院刑事部の判決を見ると、被告^{ソンビョンヒ}孫秉熙は、旧韓国時代の親日派に属しており、日清日露戦争の時に人夫などの供給をしており、軍資金を納めたり、帝国に対する多少の好意を示してきたが、併合以後適当な待遇を受けなかったことに不快感を持ち、朝鮮独立運動を始めた、天道教教堂新築に、官吏が中止を命令したことに不満をもち、併合に反対することになった、としています。これは独立運動を見下した見解ですので、研究をされる先生はご注意ください。

また第三巻に収録されている朴尚鎮^{パクサンジン}外事件などの証言をみてもそうです。

朴史料^{パク}編纂委員長が、遺族たちに名誉毀損罪で告訴され、1年間非常に苦勞なされたわけです。歴史的な真実はあとから明らかになりましたが、そういうことも起きるので、皆さんご注意ください。

その事件に関してもう少し詳しく話すと、その事件は、朴尚鎮^{パクサンジン}らによる資産家^{チャンスンウォン}の張承遠（その人の息子さんが後の韓国の國務総理になる）の殺人事件です。そのとき張承遠^{チャンスンウォン}を殺害した動機が、そのことで他の資産家を脅したり、金品の収集を容易にするために犯した殺人行為と記録して、加害者をただの強盗犯として断罪しました。しかし、後に、朴尚鎮^{パクサンジン}の遺族と歴史学者たちは、そうではなく、義士として扱うべきだというように主張しました。

今申上げた現実的な限界にもかかわらず、刑事判決文とその裁判記録は、歴史的な真実発見のためには欠かせない史料です。事実を明らかにするためには、法学者と歴史学者の緊密な協力が必要不可欠だと思われます。

今までは三・一独立運動に積極的に参加したのは、公立でなく私立の大学生が主であったと思われてきました、特に京城大学は親日派の学生が多かったといわれていますが、実際の判決文をみると、むしろ官学、つまり公立学校の学生の中に、参加した者が圧倒的に多かったということが分かります。たとえば京城覆審法院の1920年2月27日の判決文を見ると、そのときの京城専修学校（現・ソウル大学法学部）、そして京城医学専門学校、（現・ソウル大医学部）、京城工業専門学校（現・ソウル大工学部）、朝鮮薬学学校（現・ソウル大薬学部）、それから京城高等普通学校（現・京機高等学校）など、公立学校の学生が圧倒的に多かったことが分かります。

こういう資料を見ても、今まで一般的に思われてきたように私立中心でなく、官立学校の生徒も多かったことも分かります。以上です。

司会者・林^{イム}

つづいては楊淳昌^{ヤンスンチャン}先生と金昌奎^{キムチャンキョ}先生、朴井源^{パクジョンウォン}先生の報告が残っていますが、最後に少し質問時間が必要かと思しますので、お一人あたり15分ずつで発表してください。

抵抗権思想からみたと三・一独立運動

ヤンスンチャン
楊淳昌（慶北大学校政治学研究所研究員・政治学）

私は、判決文について、政治哲学的な面からアプローチします。特に抵抗権について考えた

いと思います。

前回の韓国での会議の時に、笹川先生がこの研究会の方向性について基調報告でおっしゃったように、抵抗権という社会哲学的なものに関しても言及されたことで、この問題に興味を持ちました。

一般的に西洋人は、この地球上で優越した国家を取り上げるときに、アルファベットのRがつく三つの事柄に関わる国家を取り上げています。三つのRというのは、ルネッサンス(Renaissance)、宗教改革を意味するリフォーメーション(Reformation)、それからレボリューション(Revolution)のことです。

その三つの中で、前者二つは、人間と神の戦いの中での抵抗であって、最後のレボリューションが抵抗権を意味すると思われます。ルネッサンスとリフォーメーションは、韓国ではありえない条件です。つまり、韓国では、ルネッサンスとリフォーメーションが起きる条件を持っていないので、韓国と関係しているのは、最後のレボリューションだけが、韓国の社会状況と関係を持っていると思われます。私が今申上げている三つの西洋の基準に、私たち韓国人が従う必要は必ずしもないといえますが、この世の中で人間の生き方、あるいは人生の条件が抑圧されていることに対して抵抗するという点については、韓国人は誇らしい伝統を持っていると思われます。

抵抗権は近代西洋の哲学にも現れますが、東洋のなかでは儒教哲学の中でも早くから現れている条件です。ただし、三・一独立運動に関しては、抵抗権という言葉を使ってはいませんが、抵抗権という言葉の中身には触れないで、三・一独立運動に抵抗権というタイトルだけをつける傾向がありました。そういう意味では三・一独立運動を、判決記録を通して実証的に研究することに意味があると思います。抵抗権については、それが法的権利なのかあるいは政治的な概念なのかという対立がありますが、そういう学術的な対立は後に回しまして、抵抗権というのは歴史的に韓国に大きな影響があったはずで

抵抗権について考える時には、まず最初に抵抗の対象が何であったかということが大切だと思います。フランスの場合は内部の圧政だったわけですが、アメリカの場合には、外部からの抑圧だったわけです。三・一独立運動と関連しては、近代の抵抗権という普遍的な側面だけでなく、フランスやアメリカの運動と関連させながら、考えることが必要だと思います。とくに植民地時代、植民地の法院(裁判所)が韓国人の抵抗権をどのように考えたのかについては、判決文の研究を通して実証的に研究すべき問題だと思います。

現段階では、その当時、法院が抵抗権という概念を使っていたか、使っていなくても抵抗権という概念を受容していたのか、非常にわかりにくいという問題があります。三・一独立運動は日韓併合後に起きたことですから、日本がもっている主権の中にみな服属しているので、フ

ランスのように内部的な圧政に対する抵抗だと考えてもいいのではないかと思います。他方、植民地という状況を考えると、アメリカの場合のように外部の圧制に対する抵抗だということにも思われます。但しアメリカのタイプとしてみると、植民地時代に起きたすべての独立運動・解放運動をアメリカタイプの抵抗権とみざるをえなくなるので、少し無理があります。

抵抗権のことをもう一度考えると、フランスとアメリカの場合は、抵抗権を使うことが、その社会に革命的な変化をもたらしたが、抵抗権自体がその当時の体制を革命的に変化させるに至らなかった、こういう基本的枠組みの中で、これから提示する4つの枠組みが実証的に検証されねばなりません。

第1に、植民地法院は抵抗権概念を明示的に採用した。

第2に、植民地法院は抵抗権概念を黙示的に採用した。

第3に、植民地法院は抵抗権概念を内部からの圧政に対する抵抗としてみた。

第4に、植民地法院は抵抗権概念を外部からの圧政に対する抵抗としてみた。

具体的な判決文を通してその4つの仮説を検証してみるの是非常に面白い課題です。

また今までは抵抗権の概念を西洋的な観点からみてきましたが、加えて儒教的な観点、すなわち東洋的な革命観からみることも重要です。

このような抵抗権の概念に対する整理が終わると、抵抗権の概念が判決文に加えた影響がどのようなものであったのかがわかるとと思います。

司会者・林

楊先生は、抵抗権という概念で、政治哲学的な面を指摘してくださいました。とくに抵抗権を、フランスとアメリカのそれと比較しながら、三・一独立運動におけるそれを4つの仮説を提示した上で、東洋的な観点から再提示することも必要ではないか、またさらにそういう視点から、高等法院の検事や判事がどういう思想を持っていたかを見ていくことができるのではないかという点をご指摘くださいました。

植民地支配における裁判の適法性と法の支配

キムチャンギョ
金昌奎（韓国傳統文化大学校教授・法学）

今日のシンポジウムの責任者である笹川先生と、韓国側の金勝一先生キムスンイルの報告を聞くと、三・一独立運動の非暴力的な面、さらに韓日の対立的な面だけでなく協力的な面、グローバルな面を見るべきだということがわかります。

このような方向と少しずれているのが、法学者だと思います。午前中に発表された小林武先生と同様に、私の発表も韓国側に視点を置いていると思います。これからは、笹川先生と金勝^{キンセン}一^{イル}先生の方向にあわせるようこれから努力します。

三・一独立運動に、法学的な側面からアプローチするには、3つの側面が必要だと思われる。

第1に、前提となる問題です。

まず、日本人の裁判権の行使が、本当に可能であったかという問題です。そういう問題は、午前中の小林先生の発表にあったように、韓国併合の違法性あるいは無効性の問題です。いまだに歴史学者にも法学者にも、この問題の整理はついていません。併合条約の成立過程、また他の国との関係から、本当に適法であったのか考えないといけないと思います。

今日のシンポジウムのテーマが三・一独立運動ですので、そういう問題はあとにして、三・一独立運動に絞って話をしたいと思います。

さきほど申上げたことを前提にして、つぎに取り上げられるのは、裁判結果の適法性です。まず孫秉熙^{ソンビョンヒ}外事件の裁判を例として取り上げます。それが内乱罪に該当する構成要件を持っているかということです。当時の保安法・出版法をみると、大韓帝国時代に作られ、アメリカ軍の政府によって廃止されるまで有効でした。その法律は、主権国家であった大韓帝国が作って、朝鮮人たちに適用した法律でした。三・一独立運動のような非暴力運動が、当時の大韓帝国をひっくりかえすような運動だったのかが問題になります。そういう問題は日本が裁判権を持つという前提が成り立つ場合だけ有効になります。裁判権を認めると仮定しても、非暴力的な独立運動は内乱罪に該当しないと解されます。これと平行して、制令第7号が適用されていますが、これは日本が制定したものです。そこでは、それが朝鮮人に適用できるかという問題が残っています。これを適用した場合に、日本側は、独立運動をした人たちに賠償の責任が生ずるわけです。そういう側面から、小林先生も賠償請求の可能性を指摘なさったのではないかと思います。

こういう問題を含めて、今日の研究会に参加して感じたのは、このようなアプローチよりは、21世紀の韓国と日本の望ましい関係を考えると、各種の完全な精査を求めるべきであるし、研究会の主催者の先生たちが提示なさった、三・一独立運動の非暴力性・グローバル性を考えるべきだと思うようになりました。

つぎにこういう機会が与えられるとしたら、日本植民地における法の支配の原理について考えたいと思います。三・一独立運動の非暴力性を究明する方向に、私の研究を転換させたいと思います。これがおそらく21世紀の韓国と日本の方向性に資する研究になると思われます。時間の制約もありますので、この辺で終わりにします。

司会者・林

それでは、最後の朴井源^{パクジョンウォン}先生の発表になります。よろしくお願いします。

植民地法制研究の昂まりと重要性

朴井源^{パクジョンウォン}（國民大学校法科大学教授・憲法）

三・一独立運動の裁判資料をみまして、日本と韓国の研究の方向が非常に似ていると思いました。

私が最後の発表なので、今までの先生の発表と重なる部分、一般的な部分は省略します。

法制史の側面から見ると、韓国と日本が似ている状況を見せるのは、植民地時代に韓国に日本の法制が移植されたからだと思います。しかし韓国近代法は、日本法を受け入れたのでそうとう歪んだ側面があります。1894年甲午改革から1910年の日本による韓国の植民地化の条約の問題です。合法的な方法で委任されたがどうか問題となっていますが、実際脅迫的な方法が用いられたこと、国王が未承認であったことが証明されています。そういう側面との関連で、三・一独立運動の裁判でも違法性と無効性が指摘できます。

植民地時代の統治主義的な側面を見ると、一つは相当抑圧的であったということができます。日本の帝国憲法を評価する時、法治主義に基づいているといわれますが、それは戒嚴的な側面を持っているということができます。憲法をはじめ、民事法・刑事法・行政法は、近代法の側面を持ってはいますが、実際は植民地弾圧の絶対主義的側面があったと指摘できます。ですから、法自体が弊害を持っているので、法に抵抗すること自体が愛国であると思われました。

それは、朝鮮総督府の法体制や朝鮮総督の地位を見るとよくわかります。実際、法体系をみると、帝国憲法を含めて、あらゆる日本の法令が韓国に施行されるという側面をもっていましたが、実際には憲法に制約されない支配を完徹するためという面がありました。それは植民地支配は合法的な支配であるようにするためでした。朝鮮総督府が立法権を持っていたことから、このことはわかります。こういう制令によって、朝鮮総督府は立法権も司法権も使えるという独立した権限をもっていました。こうした総督府の特権的な地位は、実際、司法権の独立性を阻害しました。こうしたことは、三・一独立運動に関連する法体制の問題に関する重要な指摘であると思います。

実際、思想の取り締まりという側面から、こういう法体制の側面に関心を持たなければなりません。三・一独立運動をきっかけに、支配体制は変わっていきますが、その際に、法体制がどのようにかわっていくかも、研究の課題であると思います。そういうアプローチが、非暴力

抵抗運動としての三・一独立運動を探るのに重要であると思います。

こういう着眼点とともに、研究方法として、笹川先生ご指摘の通り、三・一独立運動に関する判決の判例法的な価値を考え、北朝鮮地域の判決も手に入れなければならないと思います。とくに現在は、南北会談の後、交流が盛んになりつつあります。その過程の中で南北の法学者の交流も準備中です。その準備の基本的な態勢作りは、南北両体制の理念や方向性がどうかということよりも、非イデオロギー的な面から行いたいと思います。非公式にはありませんが、南北の協力を打診中です。好意的な答えを期待しています。

さきほど李鐘日^{イジョンイル}先生の指摘もありましたが、この研究では予審の問題も重要です。韓国も日本も、今は予審制度を置いていませんが、北朝鮮では予審制度を置いています。もちろん予審制度はフランスに由来していますが、北朝鮮の予審制度は非常に歪められています。とくに三・一独立運動と関連して考えると、非公開で、公判の前の捜査の段階で行われていることが重要です。そういう意味で、もっと研究が進められることを期待しています。

最後に申し上げたいことは、韓国では現在、植民地法制に対する関心が高まっているということです。とくにソウル大に韓国法研究センターが置かれ、センターの研究テーマとして、植民地法制が取り上げられています。そういう流れに沿って、この研究会も大きな貢献ができると思います。

以上です。ありがとうございました。

司会者・林

金昌奎^{キムチャギョン}先生と朴井源^{パクジョンウォン}先生の発表は、判決文を研究する前に、植民地法制の問題について考えるべきことがある、とくに金先生は午前中の小林武^{キム}先生の発表と同じ方向で、そもそも裁判が可能だったのかについて議論をされ、方向性を変えるべき点もあると言及され、そういう点は法学者としてまず持つべき姿勢であるとされました。朴^{パク}先生はそこからもう一歩進んで、実際に研究をする時に、今現在の韓国の法制があまりにも日本に似ているということは、単に植民地時代に日本の法制が移植されたからだということだけではなくて、植民地時代に朝鮮総督府が、その当時持っていた地位・権限を指摘しながら、両方を客観的に見るべきではないかとされた上で、北朝鮮の資料も扱うべきだとされました。そして、現在の南北の間で進められている状況についても報告されました。法律学者と歴史学者、それ以外の学者をもあわせた学際的な研究にとって重要な視点をご指摘くださいました。

時間もあまりないので、今日のシンポジウムのまとめを笹川先生にお願いしたいと思います。

シンポジウムのまとめ

笹川紀勝（国際基督教大学教授・憲法）

まとめるということはとてもできないのですが、実に中身の濃い報告が行われるようになってきて、第2回めのシンポジウムも非常によかったと思います。韓国の先生も日本の先生も、率直にお互いが重要であると思う点を出し合うことが出来ました。日本と韓国の間には、歴史教科書などの問題などで難しいところもありますが、第3回ではもっと議論が深まるとよいと思います。本当にありがとうございました。

司会者・林¹⁴

ありがとうございました。

私は本当は発表者としてここに参加しましたが、通訳と第Ⅱ部の司会者として指名いただいて、発表ができませんでした。私は、90年代の10年間を東京大学で、日本文化、とくにイエの問題を勉強しました。東大では中根千枝先生とそのお弟子さんの伊藤亜人先生の下で、社会学を勉強しました。日本資本主義とイエの関係、とくに戸籍の問題に関心を持って、日本文化を勉強した後、韓国に帰ってからは、韓国人の学生たちに日本文化を教えながら、研究課題として取り組んだのが植民地時代の政策です。植民地政策や商業政策、軍事政策といったものが、どういうふうに応用・展開され、韓国の一般民衆にどのように受け入れられていったのか、どのように植民地支配が民衆に浸透していったかを考えてきました。今日はすごく刺激になりましたので、この研究を続けて行きたいと思います。

それではこれで、第2回の韓日共同学術シンポジウムを閉会いたします。

皆さん、ありがとうございました。